

(別添)

国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案に対する意見募集に寄せられた御意見について

令和8年9月30日
財務省主計局給与共済課

番号	御意見（原文のまま）	御意見に対する考え方
1	最低賃金で1週間につき20時間働くと、その報酬は、大体1か月当たり8万8千円である。 このため、国家公務員共済組合法施行令第2条第1項第9号イも改正しないとあまり意味がないのではないか？	今回の改正は、国家公務員共済組合法施行令第2条第1項第9号に掲げる短時間組合員となるための要件について、令和8年の最低賃金引き上げにより同号イ(週20時間以上勤務)の要件を満たせば自動的に同号ロ(報酬月額8万8千円以上)を満たすことになるため、同号ロの要件を削除するものであり、同号イの要件については引き続き存置することとしております。
2	・国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案(以下「政令案」という。)第一条による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第三条について、条の新設であれば、条見出しの『()』にも傍線を付すべきではないか。 ・政令案第二条による改正後の国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令第三条第一項中『の間』のみ赤い傍線が付されているのは何を企図したものか。また、同条第三項中「前項ただし書『』の申出が・・・』と『』の部分に1字空きがあるのはなぜか。不要なものであれば改正して適正化すべきではないか。	・1点目について ご指摘のとおり、条の新設であれば、「()」に傍線を付す必要がございますので、修正いたしました(意見募集開始時において国家公務員共済組合法施行令附則第3条に新設予定でしたが、最終的に同令附則第3条の2において当該条を新設することとなりました。)。 ・2点目について 赤い傍線部分については、特段意図したものではございませんので、修正いたしました。 また、国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令附則第三条第三項中『』の部分の1字空きについては、本来改正対象ではない項を参考までに記載しているものですので、最終版では略閉じとしております。
3	一ヶ月八万八千円とは、一時間880円の仕事であり、それより下げるとことは労働基準法違反に引っかかりませんか？ 安い賃金で雇い更に共済金払わせて、保険適応者を増やすことで現在共済にお世話になっている方々の足りない分を埋めようとしていませんか？ 失業保険と同じように共済金を集める金額倍増にし、8万8千円以上適応でのままでいいと思います。	今回の改正は、国家公務員共済組合法施行令第2条第1項第9号に掲げる短時間組合員となるための要件について、令和8年の最低賃金引き上げにより同号イ(週20時間以上勤務)の要件を満たせば自動的に同号ロ(報酬月額8万8千円以上)を満たすことになるため、同号ロの要件を削除するものです。 また、共済組合員を増やすことを目的とする趣旨の改正ではございません。

※上記のほか、本改正と直接関係のない御意見を3件いただきました。